

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の解除に伴う  
一部店舗の窓口営業時間変更について  
(通常窓口営業の再開について)

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

都留信用組合では、政府による「緊急事態宣言」の発令を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止と、お客さまへの金融サービスの提供維持を図る観点から、職員の交代勤務、一部店舗では営業時間を変更し窓口休業時間を設けさせていただいておりましたが、令和2年5月14日の「緊急事態宣言」解除に伴い、下記10店舗の営業時間を変更(通常窓口営業の再開)させていただきます。

当組合では「緊急事態宣言」解除後についても、お客さまと職員の安全のため、役職員一同引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めさせていただきます。

記

1. 変更日

令和2年5月18日(月)

2. 対象店舗

山中湖支店、明見支店、桂支店、富士吉田南支店、平野支店  
上谷支店、大明見支店、富士見町支店、新西原支店、禾生支店

3. 窓口営業時間の変更内容

変更前	変更後
午前の営業時間 9:00～11:15、午後の営業時間 12:15～15:00 ※11:15～12:15 は窓口休業時間とさせていただきます。	9:00～15:00 ※通常窓口営業時間

※上記対象店舗含む当組合営業店21店舗すべて通常窓口営業時間となります。

4. 新型コロナウイルス感染症拡大防止策

各営業店では以下の防止策を「緊急事態宣言」解除後も引き続き実施いたします。

- ・役職員の検温・マスク着用
- ・窓口への透明ビニールシート(アクリル板)の設置
- ・ロビー入口への消毒薬の設置
- ・ロビー椅子の等間隔配置による、お取引待ち時間のソーシャルディスタンスの実施
- ・営業店内の換気(適宜)の実施

以上